

平成 2 4 年度地域自主戦略交付金の 制度設計に関する意見

平成 2 3 年 6 月 2 3 日
全国知事会一括交付金 P T

地域自主戦略交付金（投資関係〔都道府県分〕）に係る平成
2 4 年度制度改正要望について

投資補助金（市町村分）の一括交付金化について

経常補助金の一括交付金化について

平成 2 4 年度の制度設計に向け明確化すべき事項について

地域自主戦略交付金（投資関係〔都道府県分〕）に係る平成 24年度制度改正要望について

総 額

- 投資関係の地方向け国庫補助金の総額が約9%と大幅に削減され、そのうちの地域自主戦略交付金の総額が約6%と大幅に削減されたことから、各都道府県では継続事業の実施にすら支障を来しており、誠に遺憾である。このため、総額は、最低限、各都道府県の継続事業が円滑に実施できるよう、確実に確保すること
- 東日本大震災に伴い特に必要となる事業は、一括交付金とは別枠で措置すること

【知事会のこれまでの主張】

- ・一括交付金化に当たって、対象となる事業が滞りなく執行できるよう、必要な予算総額を確保すること（大原則〔H22.4.6〕）



【今年度の結果】

- ・地方向け国庫補助金（投資関係）について、平成22年度における大幅削減（▲18.4%※）に引き続き、平成23年度も大幅に削減（▲9.3%）されたことは遺憾。※平成22年度においては、特に農業農村整備（地方向け補助金・直轄）が大幅に削減（▲63.1%）
- ・平成23年度の投資関係における直轄事業（▲3.5%程度）に比べ、地方向け国庫補助金（▲9.3%）の方がより削減されており遺憾。
- ・地域自主戦略交付金の対象となった9本の補助金等の総額は、前年度（2.54兆円）と比較し、5.5%削減の2.40兆円（さらに5%分の執行を留保）
- ・各都道府県の継続事業等見込み額を大きく下回っている状況
（参考：第1次配分では、各都道府県の継続事業等見込み額（5,158億円）に比べ、交付総額（3,954億円）は77%。）

事業範囲・交付要件

- 地方自治体の自由度がより増加するよう、対象となる投資補助金を拡大するとともに、対象範囲の拡大に見合った予算額を確保すること
（新たな投資補助金の算入、既に対象となっている投資補助金の要件の緩和）
- 地域自主戦略交付金と社会資本整備総合交付金など既存交付金との関係を明確化すること（重複の回避、配分方法の整合性など）
- 本来国の責任において措置すべきもの、特定地域固有に交付されるもの（例：活動火山周辺地域防災営農対策事業など）、対策すべき地域に偏在性のあるもの（例：道路の液状化対策など）は一括交付金の対象とせず、別途財源措置すること

【知事会のこれまでの主張】

- ・地方の自由裁量の拡大に寄与する補助金は対象とすること
（緊急声明〔H23.1.18〕）
- ・全国知事会PTにおける試算（平成23年度概算要求ベース）では、3.3兆円ある投資的補助金等のうち、概ね3兆円が一括交付金の対象
- ・補助金交付要綱の作成、補助率の適用、事業計画の策定と事前の提出など、さらなる国の関与が懸念されるため、最大限地方の自由裁量の拡大を図ること（緊急声明〔H23.1.18〕）



【今年度の結果】

- ・今年度創設された地域自主戦略交付金は5,120億円のみ
- ・地域自主戦略交付金の対象となった補助金等は9本のみ
- ・交付対象要件は従前の補助金等と変わらず。
- ・社会資本整備総合交付金と地域自主戦略交付金（社会資本整備分）の対象事業に重複はないが、農山漁村地域整備交付金と地域自主戦略交付金（農山漁村地域整備分）の対象事業には重複がある。（農地整備事業、水利施設整備事業については、両交付金で事業実施が可能）
- ・地域自主戦略交付金の対象事業である農山漁村地域整備に関する事業内に活動火山周辺地域防災営農対策事業が含まれている。

配分・客観的指標

＜継続事業に配慮した（全体の９割）配分＞

- 客観的指標による配分を拡大していく方向にあると聞いているが、引き続き継続事業の確保に配慮するとともに各年度において極端な変動が生じないように配慮すること

【知事会のこれまでの主張】

- ・一括交付金化の配分に当たっては、客観的な指標に加え、社会資本整備の進捗率、財政力の強弱など地方ニーズに配慮すること（大原則〔H22. 4. 6〕）



【今年度の結果】

- ・各都道府県の継続事業に配慮した配分（９割）となっているところは評価するが、総額が削減されている状況は誠に遺憾

＜客観的指標（全体の１割）での配分＞

- 山間地域など条件不利地域や社会資本整備の遅れている地域に対し、より一層配慮した客観的指標（財政力に応じた配分ウェイトを高めること、未改良道路延長を加える等の未整備状況へのさらなる配慮など）を検討すること

【知事会のこれまでの主張】

- ・一括交付金の配分に当たっては、客観的な指標に加え、社会資本整備の進捗率、財政力の強弱など地方ニーズに配慮すること（大原則〔H22. 4. 6〕）
- ・「恣意性のない客観的指標に基づく配分」を基本とし、条件不利地域だけでなく、社会資本整備の遅れている地域や財政力の弱い地域などにも配慮すること（緊急声明〔H23. 1. 18〕）



【今年度の結果】

- ・国の恣意性を排除した配分方法（客観的指標）を導入したことは評価
- ・社会資本整備の遅れた地域に配慮した指標（例：河川の要改修延長）を導入したことは評価するが、配分割合が少なく不十分。特に道路については、未改良道路延長など整備の遅れを示す指標を加えることを検討することが必要

手続き・運用面

- 年度間流用を可能とすること（基金への積立等）
- 各府省をまたぐ事業間流用を複数回可能とすること
- 各府省に予算を移し替えることなく、内閣府に一元化すること（これにより、国・地方とも事務負担の軽減が図れるほか、各府省の関与の排除や、各府省間の流用が随時可能となるなど）
- 地方の自由度向上につながるよう補助金適正化法の対象外とすること
- 事務手続き・提出書類を簡素化・共通化すること
- 事業計画の提出にあたり、自治体における議論・検討に十分な時間を確保すること
- 事業計画提出から交付決定までの時間を短縮すること
- 地方の予算編成に支障を来さないよう、平成24年度の制度概要を早急に示すこと

【知事会のこれまでの主張】

- ・一括交付金は、省庁縦割りの弊害を排除するため、国費を交付する政策目的に応じた分野の括り方を工夫すること（分野内の用途区分を設けないこと、分野間の流用も一定程度認めること）（大原則〔H22.4.6〕）
- ・一括交付金は補助金適正化法の対象外とすべき（緊急声明〔H23.1.18〕）
- ・執行残が生じた場合は、一括交付金の対象となる事業に充当できるようにすること（緊急声明〔H23.1.18〕）
- ・国によるチェックを、事前規制型ではなく、事後評価を重視したものにする（大原則〔H22.4.6〕）
- ・地方が住民の声に基づき、自らの責任と創意工夫によって、効率的・効果的に事業を実施できるよう、手続きを簡略化するとともに、地方の事後チェックに委ねること（緊急声明〔H23.1.18〕）



【今年度の結果】

- ・年度間流用は一部の事業に限定（社会資本整備・農山漁村地域整備・自然環境整備に関する事業のうち予算補助に限定、法律補助は流用不可）
- ・各府省をまたぐ事業間流用は年1回のみ可能
- ・地域自主戦略交付金は補助金適正化法の対象
- ・事業計画について、要記載内容が各事業によって統一されていない状態
- ・事業計画（内閣府）と交付申請（各省）の内容が一部重複

- ・第1次交付限度額の通知から事業計画の提出までの間が7営業日と非常に短期間（各都道府県における十分な検討時間が確保できない状態）、他方、事業計画の提出後、各省から各都道府県への交付可能額の通知まで約1ヶ月を要している状況

その他

- 一括交付金は本格的な税財源移譲までの過渡的な措置とすること
- 制度設計に当たっては、「国と地方の協議の場」などを活用し、地方の意見を十分に反映すること
- いわゆる「空飛ぶ補助金」のうち、地域振興に関するものなどは、広域的な視点で地域振興に責任を有する都道府県に交付するよう、一括交付金の対象に含めること
- 投資や経常経費を対象とした国の経済対策により創設された各種基金（安心子ども基金等）について、必要なものは継続するとともに、一括交付金の対象とすることも検討すること
- 東日本大震災による被災地域及び東京電力福島第1原子力発電所事故の警戒区域や計画的避難区域において事業実施ができない場合は、その事業の繰越を認めるとともに、平成24年度の配分にあたっては、継続事業とみなすこと

【知事会のこれまでの主張】

- ・一括交付金化によって、本格的な税財源の移譲に向けた議論が後退するようなことにはならないこと（大原則〔H22.4.6〕）
- ・一括交付金化の具体的な制度設計に当たっては、地方の意見を十分聴取するとともに「国と地方の協議の場」において協議すること（大原則〔H22.4.6〕）
- ・空飛ぶ補助金等のうち、各地域の振興に関するものなど都道府県が主体的に政策的な裁量を発揮できる補助金等についてはこれを廃止し、一括交付金の対象とすること（知事会の考え方〔H22.6.4〕）



【今年度の結果】

- ・税財源移譲と地域自主戦略交付金との関係が不明確
- ・空飛ぶ補助金の取扱いが不明確

投資補助金（市町村分）の一括交付金化について

- 市町村を対象とした交付金と都道府県を対象とした交付金を明確に区分して制度設計すること
 - ・事業計画の作成その他の事務を明確に区分すること
 - ・協調補助の義務付けを行うような補助金を一括交付金に含めないこと
 - ・都道府県と市町村が一体となって整備するための補助金は一括交付金に含めないこと
- 事務手続きが現行より都道府県・市町村ともに複雑化・負担増とならないようにすること
（提出書類（実施計画や交付申請書等）の簡素化を図るとともに、事業計画等の提出にあたっては都道府県を経由しないなど効率化を図ること）
- 市町村の継続事業、団体間・年度間の事業費の変動等へ配慮すること
（基金への積立等）

経常補助金の一括交付金化について

- 全国画一的なもの、特定の地域に関するもの、地方の自由裁量の拡大に寄与しない義務的な経費は対象としないこと（対象事業の選定に当たっては、地方と十分協議すること）
- 投資補助金と同様、必要な予算総額を確実に確保すること
- 「子ども・子育て新システム」の中で検討されている、子ども・子育て包括交付金（仮称）については、国や事業主等から抛出する新たな勘定を設け、ハード・ソフト・現金給付に使えるなど「現金給付は国、サービス給付は地方」という地域主権の原則に反することになり、他分野への波及も強く懸念される。したがって、この分野の包括交付金の創設などについては、「国と地方の協議の場」において十分議論し、成案を得ること

【知事会のこれまでの主張】

- ・地方の自由裁量拡大に寄与しない補助金等は、一括交付金化の対象としないこと（大原則〔H22. 4. 6〕）
- ・子ども・子育て新システム検討会議で議論されている「子ども・子育て包括交付金（仮称）」は、この地域自主戦略交付金の例外扱いとなり、こうした交付金は創設すべきではない（地域自主戦略交付金（仮称）案に対する意見〔H22. 11. 26〕）

【参考】

一括交付金化が可能な経常補助金等の総額は約2,000億円～3,000億円と試算（但し、平成22年7月時点で試算したもの。平成23年度に新規の交付金等が創設されているため、更なる精査が必要）

平成 2 4 年度の制度設計に向け明確化すべき事項について

- 税財源移譲に向けたスケジュール
- 平成 2 4 年度概算要求額の積算方法
- 継続事業の事業量等による配分と、客観的指標に基づく配分割合の今後の見通し
- 投資分野について、市町村分を含めて総額 1 兆円強とされているもののうち、都道府県と市町村の配分シェア
- 経常補助金の一括交付金化における市町村分の取扱い